

平成24年度税制改正要望の概要 ①**要望項目名 : ACSAによる物品又は役務の提供・受領に関する非課税措置****要望の内容**

我が国と基本的な価値観を共有する国々とACSA(物品又は役務の相互提供協定)の締結を推進することは、こうした国々とのしっかりとした安全保障協力の枠組みや基盤を整備することにより、安全保障協力をネットワーク化し多層的な安全保障協力をより一層強化するものであり、この地域の安定化に向けた日本の取組として極めて重要である。

現時点で平成24年度中に諸外国との間で新たにACSAを締結することが固まっているわけではないが、可能性はあり得るところ、仮に実施する場合には、ACSAに基づく物品又は役務の提供・受領に関し、消費税の課税対象となる可能性があり、これについて、非課税の措置をとることが必要。

なお、日豪ACSAについても、消費税について同様の要望を行い、認められているところである。(平成22年度税制改正大綱)

**ACSAに係る消費税の非課税措置を要望****参考(ACSAの概要)**

災害救助活動やPKO活動等の際に、自衛隊と他国軍との間で、水・食料・燃料などを融通する枠組み。現在、日米間と日豪間において、協定を締結。

平成24年度税制改正要望の概要 ②

要望項目名 : 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

1 現状

現在、防衛省・自衛隊において、①**艦船用軽油**、②**機械等に使用する軽油**(※)が軽油引取税の課税免除対象だが、**平成24年3月31日**までの期限付き。かかる用途は防衛省・自衛隊における全燃料予算額の3～4割を占める。

※ 航空機用電源車など駐屯地等のみで使用し公道を走行しない車両等やレーダー、通信装置、地对空誘導弾発射装置などの電源用機械等

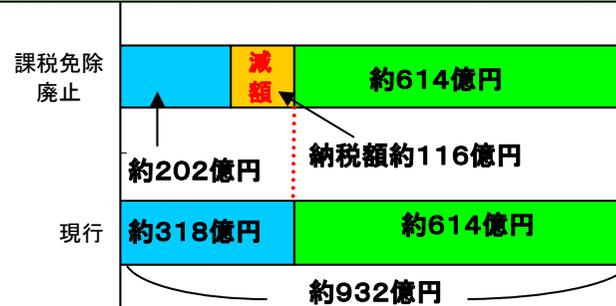
2 論点

○ 政府の厳しい財政状況や近年の原油価格の高騰傾向を踏まえると、**更なる燃料費膨張は避けるべき**。更なる支出が困難な状況で**課税すれば、自衛隊の任務遂行等に重大な支障を与えかねない**。

※ 平成23年度油購入費予算において**課税される**として、予算総額と他種燃料の調達量に変動がないように**艦船等用軽油**を調達すると、**調達量が約4割減量**される(右図)。

○ **自衛隊の活動**による**我が国の防衛の効果**は、一部の都道府県に留まらず、**日本国民が等しく享受**するものである。

課税免除措置が廃止となった場合の影響



■ 艦船等用軽油 ■ 納税額 ■ その他燃料

3 課税免除の特例を継続すべき理由

- 合理性: **我が国の平和と安全及び国民生活の安心・安全を確保**する上で防衛諸施策は引き続き**重要**であり、そのための燃料確保は**必要不可欠**である。
- 有効性: 課税免除措置の継続により、引き続き**限られた予算の中で任務遂行等に必要な軽油を確保**できる。
- 相当性: 海賊対処をはじめとする国際貢献のほか、災害派遣等の**自衛隊の活動は公共性が高く、課税免除の延長が相当**である。



課税免除措置の3年間の延長を要望